

令和4年度プレジャーボート全国実態調査 結果概要

1. 三水域全体の概要	P. 1
2. 水域別等の調査結果	P. 2
1) 確認艇の水域別状況	P. 2
2) 確認艇の艇種別状況	P. 2
3) 三水域の係留・保管状況	P. 3
4) 水域別係留・保管別状況	P. 3
5) 都道府県別の係留・保管、収容余力の状況	P. 5
(参考) プレジャーボート全国実態調査について	P. 6

令和5年8月

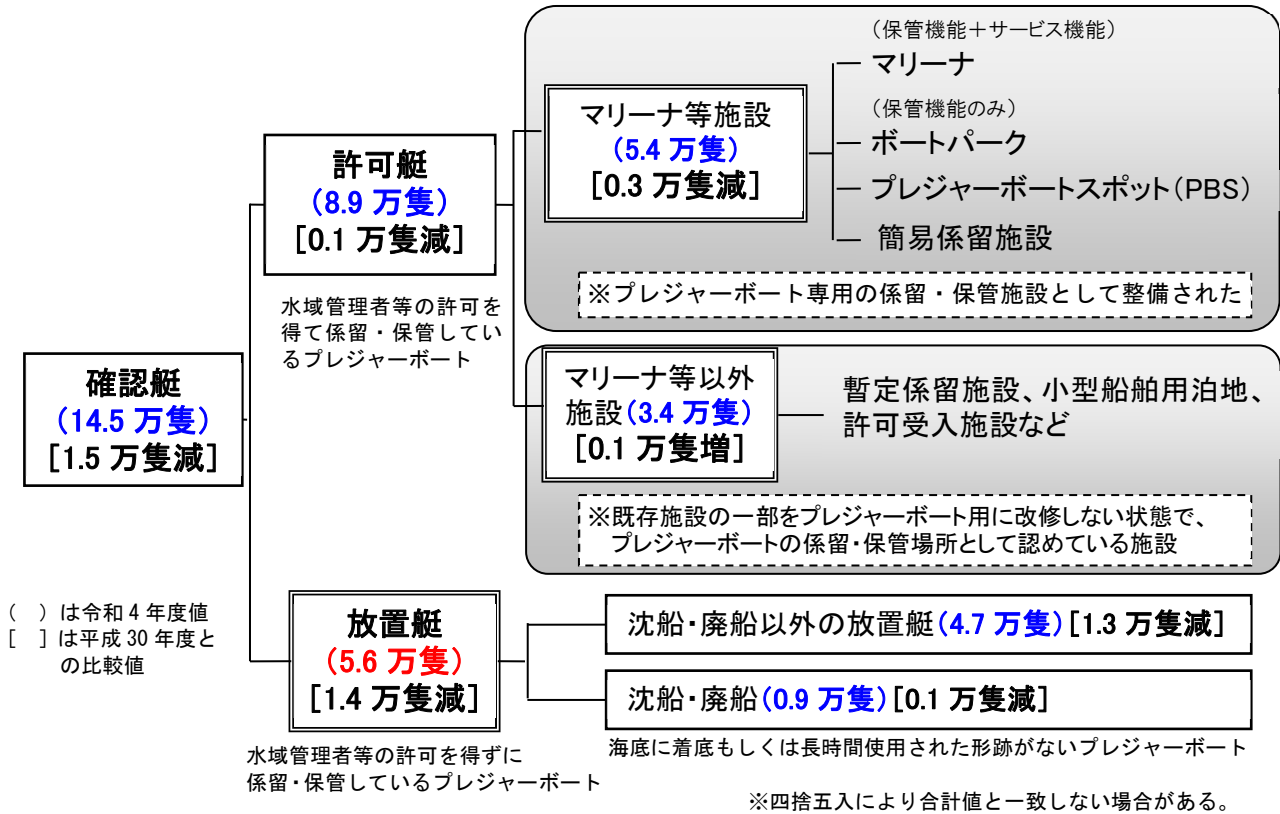
国土交通省
水産庁

1. 三水域全体の概要

※三水域とは港湾区域、河川区域、漁港区域を指す。

- ・ 令和4年度の調査で確認できた舟艇(以下、「確認艇」という。)の隻数は14.5万隻であり、平成30年度の調査結果と比べて1.5万隻の減少(▲10%)となった。許可艇、放置艇ともに減少しており、特に、放置艇の削減によるところが大きい。
- ・ 放置艇の隻数は5.6万隻であり、1.4万隻の減少(▲20%)となった。マリーナ等以外の施設への保管が増えたことや放置艇の廃棄処分が進んだことが削減の要因と推察される。

※枠内における割合や比率の算出では端数処理をしていない数値を用いた。(以下の頁も同様)



- ・ 確認艇の保管状況別では、マリーナ等施設の許可艇が5.4万隻(全体割合38%)、マリーナ等以外施設の許可艇が3.4万隻(同24%)、放置艇が5.6万隻(同39%)となった。
- ・ 平成30年度の調査結果と比べて、許可艇は横ばいで、放置艇が1.4万隻の減少となり、放置艇の全体割合は減少(44%⇒39%)した。

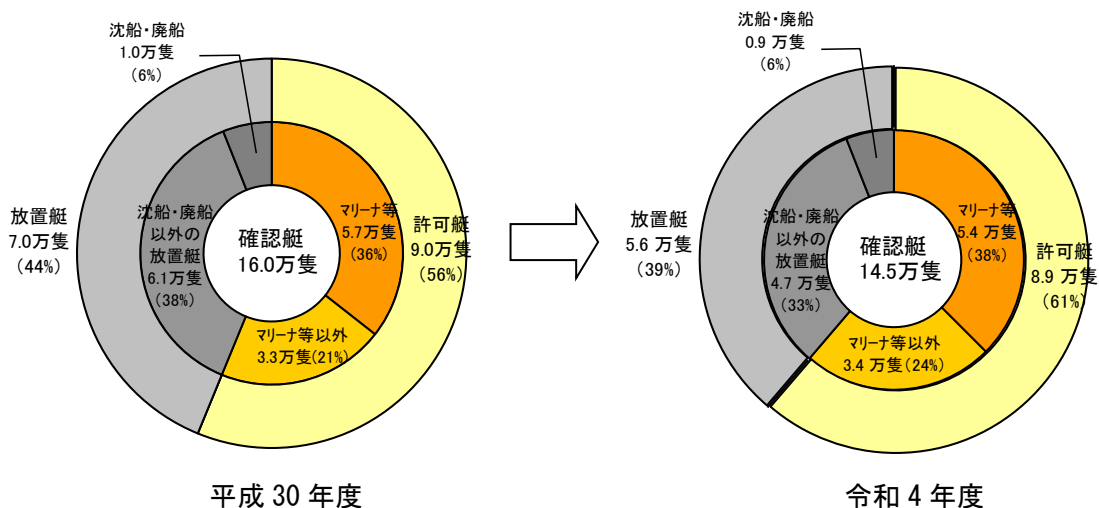


図-1 確認艇の係留・保管実態 (三水域)

2. 水域別等の調査結果

1) 確認艇の水域別状況

- ・ 三水域の確認艇は14.5万隻で、減少傾向(前回比▲10%)である。
- ・ 水域別の割合は大きな変化はなく、港湾単独が約50%を占め最も多く、次いで、漁港単独が約25%、河川単独が約18%、残りが港湾・河川重複区域及び漁港・河川重複区域となっている。

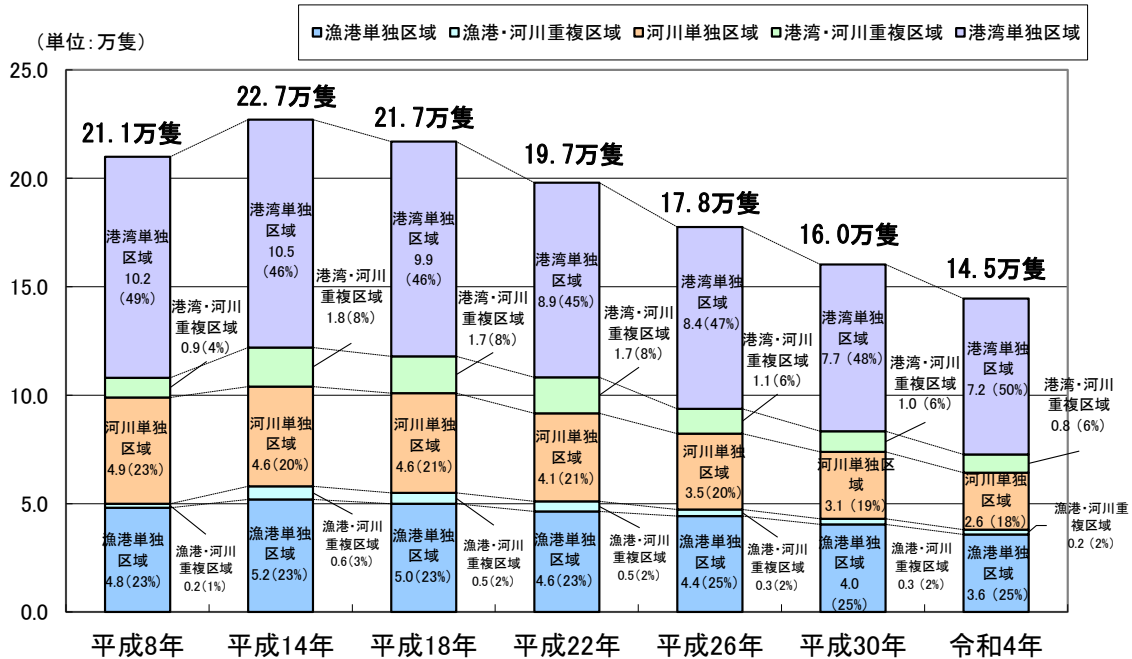


図-2 確認艇の水域別状況

※四捨五入により合計値と一致しない場合がある。

2) 確認艇の艇種別状況

- ・ 艇種別の割合は大きな変化はなく、小型モーターボートが約7割を占め最も多く、次いで大型モーターボートが約2割を占め、残りがクルーザーヨット、ディンギーヨットとなっている。

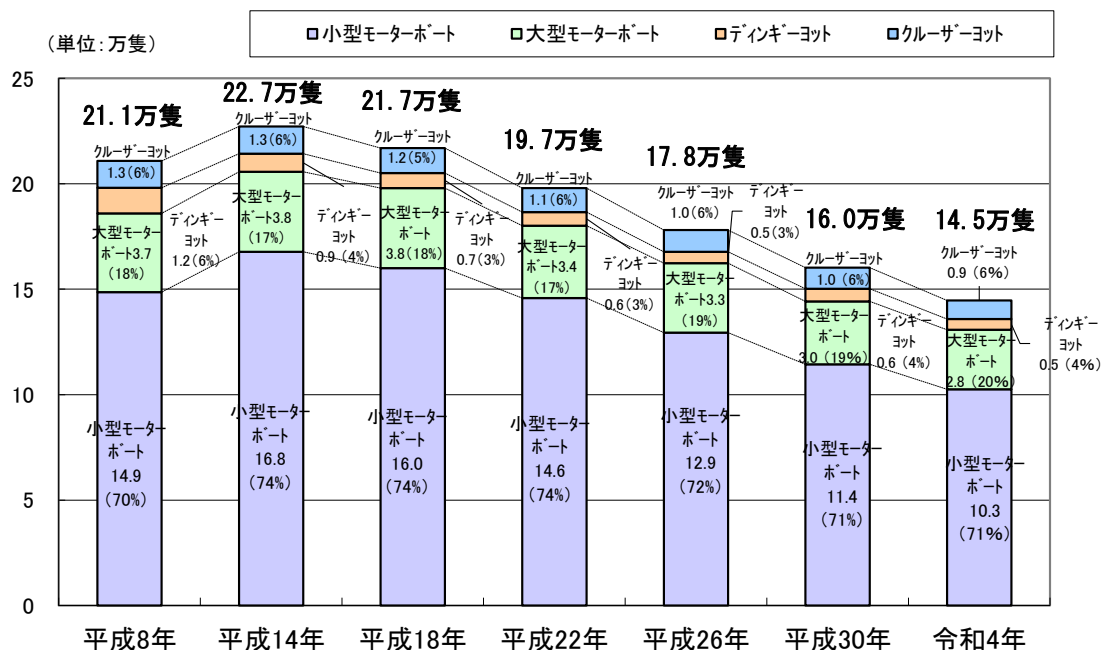


図-3 確認艇の艇種別状況

※四捨五入により合計値と一致しない場合がある。

3) 三水域の係留・保管状況

- ・ 許可艇は8.9万隻で前回から横ばいである。うち、マリーナ等施設における保管艇は5.4万隻(38%)で微減(前回比▲5%)である。マリーナ等以外における保管艇は、3.4万隻(24%)で微増(前回比4%増)である。
- ・ 放置艇は5.6万隻で減少傾向(前回比▲20%)。しかし、全体の約4割(39%)が未だ放置艇という状況である。

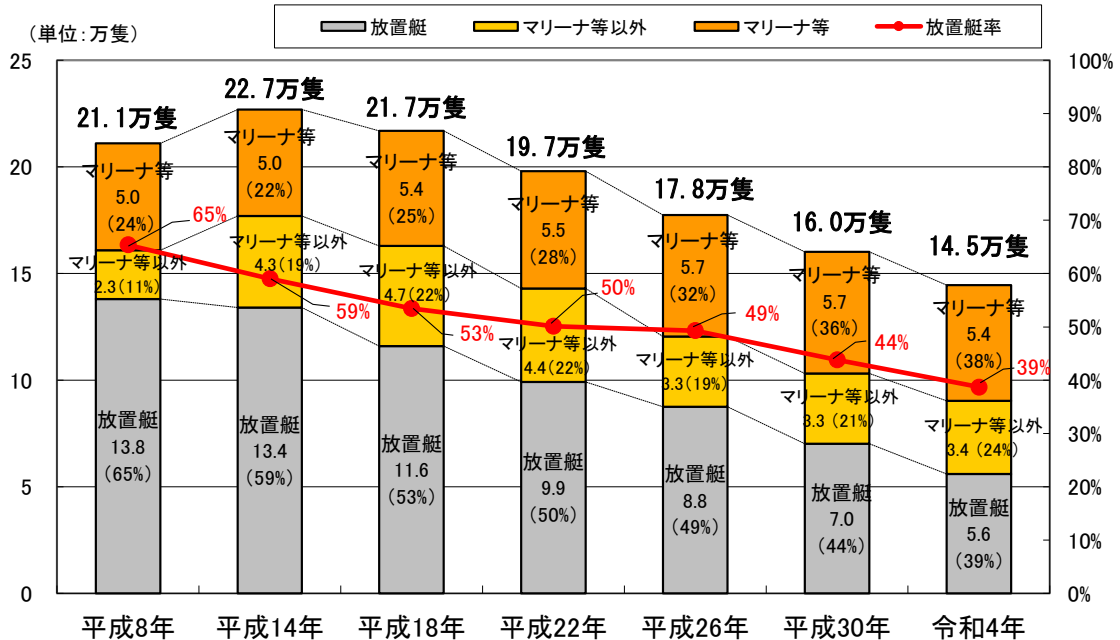


図-4 三水域の係留・保管状況

※四捨五入により合計値と一致しない場合がある。

4) 水域別係留・保管状況

① 港湾区域 (河川との重複区域を含む)

- ・ 確認艇は8.0万隻で減少傾向(前回比▲7%)である。
- ・ 許可艇は5.3万隻で前回から横ばいである。うち、マリーナ等施設における保管艇は3.7万隻で微減(前回比▲3%)である。マリーナ等以外における保管艇は1.6万隻で微増(前回比4%増)である。
- ・ 放置艇は2.7万隻(34%)であり、減少傾向(前回比▲18%)である。

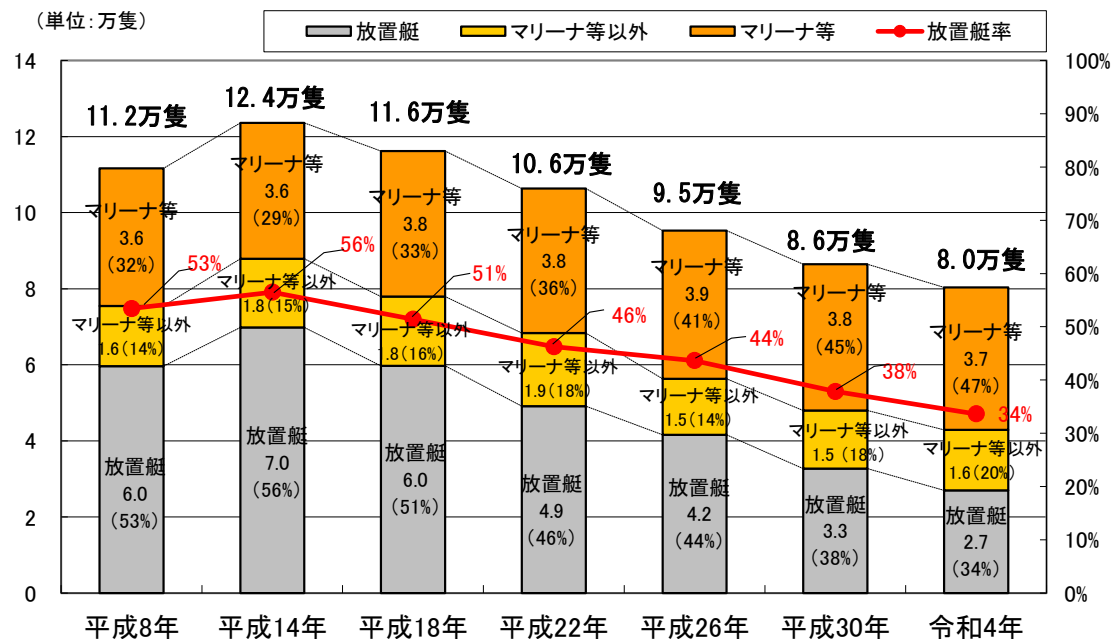


図-5 港湾区域の係留・保管状況

※四捨五入により合計値と一致しない場合がある。

②河川区域（港湾または漁港との重複区域を含む）

- ・ 確認艇は 3.7 万隻で減少傾向(前回比▲14%)にある。
- ・ 許可艇は 2.2 万隻で微減(前回比▲4%)である。うち、マリーナ等施設における保管艇は 1.4 万隻で微減(前回比▲9%)である。マリーナ等以外施設における保管艇は 0.8 万隻で微増(前回比 5%増)である。
- ・ 放置艇は 1.5 万隻(39%)であり、減少傾向(前回比▲26%)である。

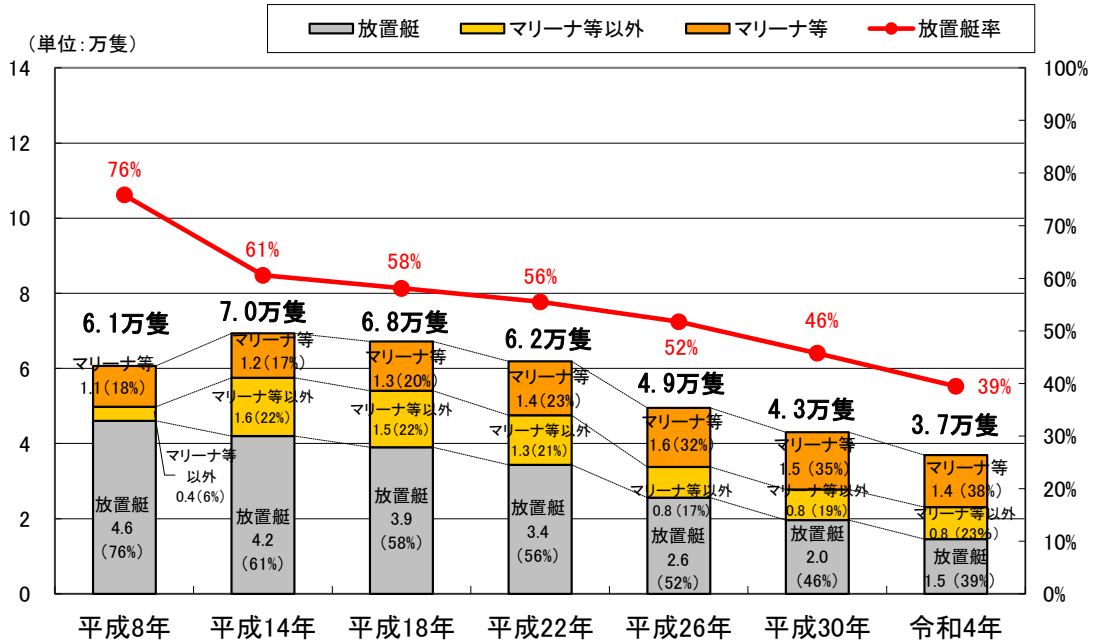


図-6 河川区域の係留・保管状況

※四捨五入により合計値と一致しない場合がある。

③漁港区域（河川との重複区域を含む）

- ・ 確認艇は 3.8 万隻で減少傾向(前回比▲11%)にある。
- ・ 許可艇は 2.0 万隻で前回から横ばいである。うち、マリーナ等施設における保管艇は、0.7 万隻で微減(前回比▲7%)である。マリーナ等以外施設における保管艇は 1.3 万隻で前回から横ばいである。
- ・ 放置艇は 1.8 万隻(47%)であり、減少傾向(前回比▲20%減)である。

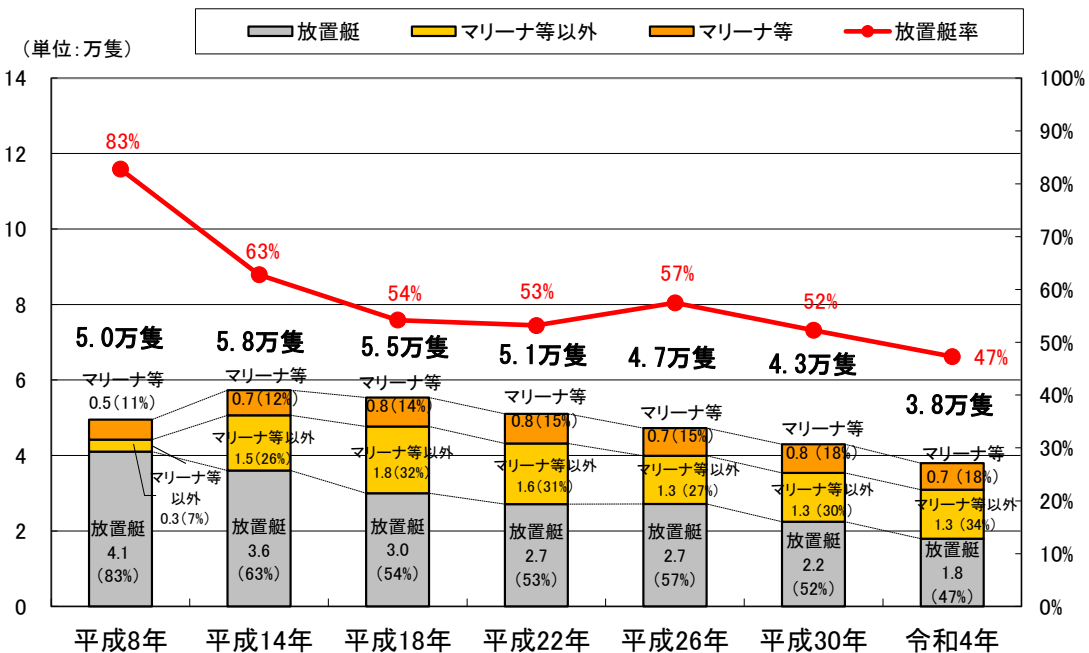


図-7 漁港区域の係留・保管状況

※四捨五入により合計値と一致しない場合がある。

5) 都道府県別の係留・保管、収容余力の状況

表-1 都道府県別の係留・保管、収容余力の状況（三水域）

コード	都道府県	マリーナ等施設の 収容能力 A	PB総隻数 B	許可艇			放置艇		放置艇率 F/B (%)	マリーナ等施設 の 収容余力 A-D
				C	マリーナ等 D	マリーナ等以外 E	F	沈没船 G		
1	北海道	1,962	2,927	2,048	946	1,102	879	263	30.0%	1,016
2	青森県	885	1,288	659	438	221	629	88	48.8%	447
3	岩手県	353	320	303	183	120	17	0	5.3%	170
4	宮城県	965	2,153	1,336	623	713	817	160	37.9%	342
5	秋田県	766	1,295	906	409	497	389	104	30.0%	357
6	山形県	797	691	646	555	91	45	13	6.5%	242
7	福島県	338	924	773	157	616	151	1	16.3%	181
8	茨城県	2,799	4,105	2,753	1,790	963	1,352	355	32.9%	1,009
9	栃木県	0	414	140	0	140	274	60	66.2%	0
10	群馬県	0	486	470	0	470	16	0	3.3%	0
11	埼玉県	785	710	591	538	53	119	22	16.8%	247
12	千葉県	2,264	4,405	2,527	1,695	832	1,878	540	42.6%	569
13	東京都	965	1,436	1,379	887	492	57	25	4.0%	78
14	神奈川県	6,925	7,070	5,568	5,040	528	1,502	145	21.2%	1,885
15	新潟県	846	2,851	1,290	614	676	1,561	185	54.8%	232
16	富山県	1,668	1,571	1,187	1,187	0	384	15	24.4%	481
17	石川県	621	1,666	815	503	312	851	112	51.1%	118
18	福井県	1,993	1,460	1,312	1,112	200	148	8	10.1%	881
19	山梨県	0	250	250	0	250	0	0	0.0%	0
20	長野県	237	359	341	96	245	18	4	5.0%	141
21	岐阜県	0	81	12	0	12	69	9	85.2%	0
22	静岡県	7,595	6,523	6,093	4,989	1,104	430	112	6.6%	2,606
23	愛知県	3,433	5,874	4,097	2,166	1,931	1,777	207	30.3%	1,267
24	三重県	1,387	3,215	1,232	609	623	1,983	258	61.7%	778
25	滋賀県	5,706	3,704	3,536	3,381	155	168	19	4.5%	2,325
26	京都府	751	1,476	958	482	476	518	30	35.1%	269
27	大阪府	1,995	2,893	2,581	1,565	1,016	312	38	10.8%	430
28	兵庫県	6,127	7,102	6,484	4,217	2,267	618	100	8.7%	1,910
29	奈良県	0	247	246	0	246	1	1	0.4%	0
30	和歌山県	2,904	2,800	1,795	1,637	158	1,005	103	35.9%	1,267
31	鳥取県	777	1,149	861	509	352	288	63	25.1%	268
32	島根県	1,132	2,563	790	357	433	1,773	384	69.2%	775
33	岡山県	3,400	9,012	3,224	2,388	836	5,788	800	64.2%	1,012
34	広島県	4,775	13,324	4,965	3,515	1,450	8,359	645	62.7%	1,260
35	山口県	1,452	4,367	2,333	894	1,439	2,034	295	46.6%	558
36	徳島県	597	2,507	691	337	354	1,816	358	72.4%	260
37	香川県	2,063	4,010	2,552	1,437	1,115	1,458	122	36.4%	626
38	愛媛県	1,716	6,290	2,502	1,113	1,389	3,788	379	60.2%	603
39	高知県	1,535	2,331	1,058	710	348	1,273	226	54.6%	825
40	福岡県	2,905	3,919	3,120	1,790	1,330	799	81	20.4%	1,115
41	佐賀県	470	1,388	1,209	211	998	179	12	12.9%	259
42	長崎県	1,922	6,302	3,754	1,187	2,567	2,548	183	40.4%	735
43	熊本県	948	4,077	1,594	883	711	2,483	843	60.9%	65
44	大分県	890	2,496	2,231	439	1,792	265	64	10.6%	451
45	宮崎県	1,553	2,959	1,860	1,123	737	1,099	245	37.1%	430
46	鹿児島県	711	4,680	1,835	316	1,519	2,845	540	60.8%	395
47	沖縄県	1,969	3,126	1,785	1,300	485	1,341	401	42.9%	669
	全国	83,882	144,796	88,692	54,328	34,364	56,104	8,618	38.7%	29,554

(参考)

プレジャーボート全国実態調査について

(1) 調査の背景

プレジャーボートを利用したレクリエーション活動が盛んになるにつれて、各地の港湾・河川・漁港で多数の放置艇が見受けられるようになり、船舶の航行障害、洪水・高潮・津波時の放置艇の流出による被害、油の流出、景観の悪化といった多岐にわたる問題が顕在化している。

こうした状況を踏まえ、国土交通省及び水産庁では、港湾・河川・漁港の各水域におけるプレジャーボートの係留・保管状況及び放置状況等を把握するため、平成8年度より、三水域を対象として「プレジャーボート全国実態調査」を実施している。

(2) 調査の概要

1) 調査区域

港湾区域、河川区域、漁港区域及び当該水域近傍の水域と陸域

2) 調査期間

令和4年9月~10月

3) 調査方法

各水域管理者による現地調査

4) 調査内容

水際線近傍及び周辺陸域に存在する放置艇を含む全てのプレジャーボートを艇種別、係留保管状況別に把握

<艇種別区分>

区 分		定 義
クルーザーヨット	CY	帆を主な推進機関とし、船室を有している船
ディンギーヨット	DY	帆を主な推進機関とし、船室がない船
大型モーターボート	MB大	エンジンを推進機関とし、艇の長さが7.5m(25フィート)以上の船
小型モーターボート	MB小	エンジンを推進機関とし、艇の長さが7.5m(25フィート)未満の船

<係留・保管状況区分>

係留・保管施設の区分	
マリーナ等施設	マリーナ、フィッシャリーナ等プレジャーボート専用の係留・保管施設として位置づけられた施設
マリーナ等施設以外	既存施設の一部を改修しない状態で、プレジャーボート等の係留・保管場所として認めている施設